

第1章 不妊治療と宗教 -- イスラームを中心に

著者	後藤 絵美
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジ研選書
シリーズ番号	49
雑誌名	不妊治療の時代の中東：家族を作る，家族を生きる
ページ	17-41
発行年	2018
章番号	第1章
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://doi.org/10.20561/00050249

第1章

不妊治療と宗教

——イスラームを中心に——

後藤 絵美

はじめに

不妊が治療可能となった現代、より多くの人が、子をもつことや家族をつくることに希望を抱けるようになった。一方で、生殖をめぐる、どこまで「自然」から逸脱しうるのかという問いも生まれた。体外で受精卵をつくること、第三者の精子や卵子を使用すること、凍結保存によって受精や着床の時期を調整することなど、生殖補助医療が進歩するにつれて、人々はその技術の利用をめぐる、さまざまな迷いや戸惑いを抱くようになった。それはときに、科学の急激な進歩にたいする戸惑いであり、社会的・文化的な難しさや個人的感情や信条を前にした迷いや葛藤であった。

本章では、不妊治療をめぐるこうした倫理的な側面について、宗教とのかわりから検討してみたい。中東地域は社会的・文化的にも、個人的な感情や信条という点においても、宗教の影響が強い地域だといわれている。では、不妊治療について、それはどのように表れてきたのだろうか。この地域において、宗教は、いかに人々の倫理的判断に影響を与え、その行動を規定してきたのだろうか。本章では、おもにイスラームにかかわる状況をみていくことにしたい。

ムスリム（イスラーム教徒）が人口の多数派を構成する中東地域で、体

外受精専門のクリニックがはじめて開業したのは1980年代後半のことである。その数年前からムスリムの医師や患者、その家族のあいだで議論されてきたのが、治療に用いられる技術が宗教的に「合法」かという点であった。本章で注目するのは、この問いが人々のあいだでどう論じられてきたのかである。誰が何を根拠に、どのような語彙や論理を用いて、その答えを提示してきたのか。以下では、議論の発端となり、またその中核をかたちづくってきた二人のイスラーム法学者の見解を軸に検討していく。

本章は三つの節から構成される。Ⅰでは中東地域の宗教分布を把握するとともに、イスラームとその法のあり方を概観する。ユダヤ教とキリスト教の聖地を擁する中東地域だが、人口の大半を占めるのはムスリムである。ムスリムは啓典クルアーン（コーラン）と預言者ムハンマドにかんする伝承をおもに参照しつつ、信徒が従うべき法を導き出してきた。Ⅰでは、イスラーム法の特徴を、一般信徒からの具体的な問いに法学者が答えるという形式をとるファトワー（法的意見）を事例に概観する。

Ⅱ以降は生殖補助医療とイスラームの関係を扱う。Ⅱでは、1980年にエジプトのファトワー庁の長官ガーデルハック（1917～1996年）が示したファトワーの内容を検討する。これは、イスラームの主要な宗教権威が生殖補助技術の利用についてその合法性を詳しく論じた最初のものとして、エジプト内外で大きな注目を浴びた。そのなかで提示されたのは、「婚姻関係内の男女の精子と卵子を用いた治療は合法である」という見解であった。これはその後、ムスリムが生殖補助医療を享受する際の基本的ルールとみなされるようになった。

一方で、そのルールから逸脱する見解を示したのが、Ⅲで扱うイランのハーメネイー（1939年～）である。1999年に、当時イラン・イスラーム共和国の最高指導者であったハーメネイーが出したファトワーでは、「婚姻関係外の男女の精子や卵子を用いた治療も合法である」とされた。同節では、この結論がどのように導き出されたのか、その論理構造の一端を明らかにするとともに、これにたいする反応に言及する。

「おわりに」では、同じ宗教典拠を共有しながらも、異なる結論が導き出されるという状況が、イスラームに限られたものではなく、中東地域の

ほかの宗教においてもみられることを指摘する。以上をとおして、中東地域における不妊治療と宗教をめぐる「枠組み」の全体像を浮かび上がらせてみたい。

I 中東地域とイスラーム

中東地域の宗教分布

中東地域の各国は、ユダヤ教徒が多数派を占めるイスラエルを除いて、多数派のムスリムと少数派のキリスト教徒という人口構成になっている(表1-1)。とくに本書で注目するエジプト、トルコ、イランでは、ムスリム人口比が9割以上を占めている。この3カ国を含め、中東諸国においてキリスト教徒は少数派であるが、そのなかにはビジネスや専門業界で活躍する人が多いことから、一定の存在感をもっている。

中東のキリスト教徒には、アッシリア東方教会(431年のエフェソス公会議以降分離)、非カルケドン派(451年のカルケドン公会議で分離)、東方正教会(11世紀の東西教会の分裂によって成立)、カトリック教会など、複数のグループがある。アッシリア東方教会の信徒はイラクに多く、非カルケドン派には、エジプトのコプト正教会やイランのアルメニア使徒教会、シリアのシリア正教会などが含まれる。レバノンやシリア、ヨルダンには東方正教会に当たるギリシャ正教会や、カトリック教会の信徒が多い。

ユダヤ教は民族名に、キリスト教は救世主の呼び名にもとづく名称だが、「イスラーム」はアラビア語で「神に身を委ねること」を意味する。その信徒であるムスリムの原義は「神に身を委ねる人」である。ムスリムの信じるところでは、世界を創造した神は、被造物である人間にたいして、幾人もの預言者や使徒を送ってきた。預言者とは神からの啓示を預かる者であり、使徒とは啓示の意味を人々に説明し、信徒の模範となるよう遣わされた者である。ユダヤ教を広めたモーセも、キリスト教の始祖であるイエスも、神の預言者であり使徒であった。その後7世紀のアラビア半島で、

表 1-1 国別宗教構成（2010 年）

国名	人口 (万人)	ムスリム (%)	キリスト教徒 (%)	ユダヤ教徒 (%)	その他 (%)
アラブ首長国連邦	751	76.9	12.6	0.1 以下	10.5
アルジェリア	3,547	97.9	0.2	0.1 以下	1.8
イエメン	2,405	99.1	0.2	0.1 以下	0.7
イスラエル	742	18.6	2.0	75.6	3.8
イラク	3,167	99.0	0.8	0.1 以下	0.2
イラン	7,397	99.5	0.2	0.1 以下	0.3
エジプト	8,112	94.9	5.1	0.1 以下	0.1 以下
オマーン	278	85.9	6.5	0.1 以下	7.6
カタール	176	67.7	13.8	0.1 以下	18.5
クウェート	274	74.1	14.3	0.1 以下	11.6
サウジアラビア	2,745	93.0	4.4	0.1 以下	2.6
シリア	2,041	92.8	5.2	0.1 以下	2.0
スーダン	3,360	90.7	5.4	0.1 以下	3.9
チュニジア	1,048	99.5	0.2	0.1 以下	0.3
トルコ	7,275	98.0	0.4	0.1 以下	1.6
西サハラ	53	99.4	0.2	0.1 以下	0.4
バーレーン	126	70.3	14.5	0.6	14.6
パレスチナ	404	97.6	2.4	0.1 以下	0.1 以下
モロッコ	3,195	99.9	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下
ヨルダン	619	97.2	2.2	0.1 以下	0.6
リビア	636	96.6	2.7	0.1 以下	0.7
レバノン	423	61.3	38.3	0.1 以下	0.4

(出所) Pew Research Center. *The Global Religious Landscape: A Report on the Size and Distribution of the World's Major Religious Groups as of 2010*, A Pew Forum on Religion & Public Life Report, 2012. (“Table: Religious Composition by Country.” pp. 45-50. <http://www.pewforum.org>) より筆者作成 (一部改変)。

最後の預言者、そして使徒として遣わされたのがムハンマドだったというのがムスリムの理解である。そして、そのムハンマドをとおして、神が人間に与えた啓示の書がクルアーン（コーラン）である。

ムスリムの日常と法

ムスリムにとってクルアーンの中の言葉は、一字一句に至るまで神に由来するものである。人間は神の被造物であり、創造主の意思に従って生きないかぎり、幸福を得ることはできないと考えられている。そうした論理あるいは価値観のもとで、ムスリムの人々は、啓典クルアーンや使徒ムハンマドにかんする伝承（ハディース）、先行する宗教学者らの著述などに依拠しつつ、信徒が従うべき事柄とは何かを知ろうと努力してきた。その結果導き出されてきたのが、「イスラーム法」と呼ばれるものである⁽¹⁾。

イスラーム法の第1の特徴は、来世での神の審判を前提としていることである。ムスリムのあいだで共有される世界観のなかでは、現世はやがて終わりを迎え、来世が始まる。終末の日、すべての人間は一度死に絶え、その後復活を果たし、神の前に連れ出されて現世での行いについての裁きを受ける。神の教えに従い、善行を積んできた者は永遠の来世を天国で幸福に過ごし、教えを守らなかった者はその罪の重さの分だけ地獄の炎に焼かれる。こうした世界観のもと、ムスリムの人々は、神の意思とは何かを自問し、宗教儀礼だけでなく、社会生活や家庭生活の行為のなかでもその法を遵守したいと望む。現世でのあらゆる行為にかかわる法であるという点が、イスラーム法の第2の特徴である。もうひとつ、第3の特徴としてあげられるのは、法にかんする知識を提供する「法学者」と呼ばれる専門家がいて、「何が神の意思か」についての最終的な判断は、信徒個人々人によってなされるということである。

イスラーム法のあり方を端的に表す例として、ファトワーをとりあげてみたい。ファトワーとは、一般信徒が具体的な疑問や悩みについて、法学者の意見を求め、その回答として得られるものである。一般には「法的意見」と訳されることが多い。法学者とは、伝統的な方法でイスラーム法学を修めた学者のことである。その役割は、ファトワーを出すこと以外にも、法規定を導き出すことや、そのための方法論を検討すること、法廷でイスラーム法の知識を提供することなどがある。法規定とファトワーのちがいがい

は、法規定が「礼拝の手順」や「婚姻にかんする規定」など、主題を想定したうえで論じられるものであるのにたいして、ファトワーは信徒からの具体的な問いに答えるものだという点にある。また、法廷での判決とファトワーのちがいは、判決が強制的な執行力を伴うのにたいして、ファトワーはあくまでも法学者による意見とみなされ、執行力を伴わないことにある。ただし、イスラーム法の専門家の意見という意味で、一般信徒にたいして一定の心理的拘束力が発揮される場合も少なくない。

ファトワーは、法学者としての資格を認められた者であれば、誰でも発行することができる。それは、モスクなど礼拝所の宗教関連施設の一室で、法学者と質問者が対面するかたちで出されることもあれば、電話やメール、インターネットのウェブサイトをとおして出されることもある。その内容は口頭で述べられるだけのこともあれば、文書として残される場合もある。信徒のあいだで人気の高い法学者や、影響力のある人物のファトワーは、「ファトワー集」という書籍・冊子のかたちをとって広く流通している。

ファトワー集と呼ばれるものを^{ひと}繻くと、人々がさまざまな疑問を抱いてきたことがわかる。「神の存在を示す証拠とは何か」「なぜ礼拝が必要なのか」「人間は死後どうなるのか」といった教義にかかわる問いから、「豚肉が禁じられたのはなぜか」「浮気した夫を許すべきか」「不妊の息子の結婚は許されるのか」といった日常生活にかかわる問いまで、多様な疑問が投げかけられている。それにたいして法学者らは、クルアーンやその他の宗教典拠を引きながら、ときに丁寧な、ときに簡潔に、自身の法的意見を提示してきたのである。

ひとつの問いが複数の法学者に向けられる場合もある。その際、類似した内容の回答が出される場合もあれば、まったく異なる内容の場合もある。こうした状況は次のように理解されてきた。つまり、クルアーンの言葉は神に由来するものとして無謬であるが、それを説明したり、生活上の問題に結びつけたりするのは人間である。人間は無謬でも完全でもないため、導き出される法にはさまざまなバリエーションが生まれたのである。複数の異なる内容の回答が並んだ場合、一般信徒は、どれに依拠して行為すべきかという問いに直面する。そのときの判断基準は複数あると思われるが、

そのうちのひとつが、自分自身の倫理的な感覚——神は何をよいとされ、何を悪いとされるのか——に従うというものである。一定の理解にもとづき、ある行為を実践し、最終的に得をしたり（＝天国に行くこと）、損をしたり（＝地獄に行くこと）するのは、自分自身であり、その判断は本人にとってこそ重要な意味をもつからである。

以上のようなイスラーム法の特徴は、次節以降の議論にも大きくかかわってくる。

Ⅱ ガーデルハックのファトワー（1980年） ——基本的ルールの誕生——

人物紹介

ムスリムのあいだで生殖補助技術の利用をめぐる議論が本格化したのは、1978年にイギリスで世界初の体外受精児が誕生した後のことである。夫婦・カップル間の体外受精はイスラーム法において許されるのか。提供精子による人工授精や、提供精子や提供卵子による体外受精、代理出産など、第三者が関与する生殖補助技術はどうか。こうした問いにたいして、もっとも早い時期に、詳細かつ包括的な回答を示したのが、エジプトのガーデルハック・アリー・ガーデルハックであった。

1917年、ナイル・デルタの小村に生まれたガーデルハックは、地方で初等・中等の宗教教育を受けた後、カイロに上京し、イスラームの主流派であるスンナ派有数の教学機関として知られるアズハルでイスラーム諸学を修めた。なかでも法学を専門とした彼は、婚姻や相続にかんする法令である身分関係法を扱うイスラーム法廷に勤めた後、法務省管轄下のファトワー庁に職を得た。ファトワー庁は、エジプト国民や政府諸機関からの質問を受けつけ、それにたいするイスラーム法上の意見を組織的に発行する国家機関である。ガーデルハックは、1978年から4年間、同庁長官職についた。その後、1982年から1996年に他界するまで、エジプト国内最高

の宗教権威職とみなされているアズハル総長⁽²⁾を務めた。

ガーデルハックがファトワー庁長官の任にあった時期、エジプトでは国内政治や経済活動、国際関係、国家法のあり方をめぐってさまざまな議論が沸き起こっていた。イスラーム銀行の導入や、イスラエルとの平和協定問題（1979年）、家族法改正論争（1979年）、サダト大統領の暗殺事件（1981年）など、当時世間の耳目を集めていた諸問題について、ガーデルハックはつぎつぎと大部のファトワーを発表した。

本節で紹介する「人間における人工的な授精について」[*al-Talqih al-Ṣināʿī fī al-Insān*] も同じく、当時の社会的関心の高かった事柄を扱ったファトワーであった。国家機関の長としてエジプト政府の方針に沿った意見を提示することも少なくなかったため、ガーデルハックのファトワーはときに、国内の在野勢力や他国の宗教国家機関や宗教組織から、非難されたり、否定されたりした。主題によっては、意見の異なるファトワーが出されることもしばしばであった。ただし、「人間における人工的な授精について」にかんしては、批判はほとんどなく、その内容は広く受け入れられた。ガーデルハックがアズハル出身の宗教知識人であり、また後にアズハル総長になったことから、このファトワーは「アズハルのファトワー」と呼ばれ、国内外の議論のなかで引用されたり言及されたりしてきた。

質問——ある医師からの問い——

では、その内容をみていくことにしよう。世界初の体外受精児誕生からわずか一年半後の1980年3月23日に出されたガーデルハックのファトワーは、翌年、ファトワー庁発行のファトワー集に収録された。アラビア語で書かれた本文には、不妊治療にたずさわるある医師からの問いとして、イスラームにおける規定に関連して以下の7点があげられていた。

- (1) ある夫婦について、その夫の精子を取り出し不妊の妻の体内に注入することは許されるか。
- (2) 夫以外の男性の精子を取り出し、精子がない、あるいは受精に向かない精子をもつ夫の妻の体内に注入することは許されるか。

- (3) 妻の卵子が使用できない場合、夫の精子を取り出し、妻以外の女性の卵子と受精させ受精卵を妻の子宮に移植することは許されるか。
- (4) 不妊の妻の卵子を取り出し、体外（試験管）で夫の精子と受精させ、その受精卵を、
- a) 妻の子宮に戻すことは許されるか。
 - b) 受精卵を成熟させるために試験管の代わりにそれに適した動物の子宮を使用すること、すなわち、妻の子宮の代替物としてそれを使用し、後に同じ妻の子宮に胎児を戻すことは許容されるか。
- (5) これらの施術に同意する夫の立場はいかなるものか。また、こうした方法で生まれた子どもを実子にしたり、ほかの男性の精子を注入された妻とその後も夫婦であり続けたりする場合、夫の立場はいかなるものか。
- (6) これらの方法で生まれた子どもの立場はいかなるものか。
- (7) これらの施術を行った医師の立場はいかなるものか。

（『イスラームのファトワー』 [*Al-Fatāwā al-Islāmīya min Dār al-Iftā' al-Miṣrīya*] 9巻, 3214-3215頁, 以下頁数のみ記す）

回答の前提

以上の質問にたいしてファトワーではまず、回答の前提として次の点が指摘されていた。イスラームでは「子孫とのつながりを維持すること」が重要視されており、ムスリム男性とその子孫の血縁関係を明らかにするために、イスラーム法では三つの事柄が定められてきた。それは、第1に姦通の禁止、第2に離婚後の女性が再婚を控えるべき待婚期間の設定、第3に養子の禁止である（3215-3217頁）。

「姦通」にかんして、クルアーンには、それが多神崇拜や殺人と並ぶ大罪であり（25章68節）、姦通した者は現世で100回の鞭打ちを科され（24章2節）、来世で神に《懲罰を倍加され、屈辱にまみれて、そこ〔地獄〕に永遠にとどまる》（25章69節）という言葉がある。姦通は人間にとっての最大の禁忌であるというのが、ムスリムの法学者や一般信徒の多くに共有されている認識である。

姦通の定義であるが、ガーデルハックのファトワーによると、それは(1)婚姻関係にない男女のあいだで性交が行われること、あるいは、(2)婚姻関係にない男女のあいだに子どもができることである (3220 頁)。

一方、養子の禁止とは、「自らが実子ではないと知りながら、〔育ての〕父母の血統を名乗ること」や実子以外に自分の血統を名乗らせることの禁止である (3217 頁)。ガーデルハックのファトワーには、養子が禁止される根拠として、クルアーンの章句のうち《〔神は〕あなたがたが迎えた息子たちを、実子とはされなかった。それらは口先だけであなたたちが言ったことにすぎない。(……) 迎えた息子たちを実父の名で呼んでやれ》(33 章 4-5 節) という言葉などがあげられている (3217 頁)。

質問への回答

以上の前提をもとに、ファトワーでは、七つの質問にたいして、それぞれ次のような回答が示されていた (以下、要約を記す)。

- (1) 受精と妊娠は、夫婦の身体接触によるものが基本であり、またそれこそが唯一の方法である。ただし、病気や何らかの先天的な理由でそれが叶わない場合、婚姻関係内の夫の精子を妻に注入することは合法である (3219-3220 頁、傍点は引用者)。
- (2) 夫以外の男性の精子を取り出し、精子がない、あるいは受精に向かない精子をもつ夫の妻の体内に注入することは、血縁関係の混乱をもたらしうるため、また、そうして妊娠が成立した場合、姦通が行われたことになるため、その行為は法的に認められない (3220 頁)。
- (3) 妻の卵子が使用できない場合に、夫の精子を取り出し、妻以外の女性の卵子と受精させ、その受精卵を妻の子宮に移植することもまた、姦通とみなされる。この方法でできた子どもは合法的な夫婦の子とはならない。その理由は、第 1 に姦通により生まれた子どもであるからで、第 2 に妻の卵子という要素が欠如しているからである (3220-3221 頁)。
- (4) 不妊の妻の卵子を取り出し、体外 (試験管) で夫の精子と受精させ、受精卵を妻の子宮に戻すことは、医学的な必要がある場合かつ婚姻関係

内の男女の精子と卵子以外のものが混入していないことが明らかな場合にかぎり合法である。「なぜなら、子どもは天の恵みであり、人生の飾りである。不妊は障害であり、それを克服しようとする行為は宗教法によって認められている」(3221頁)。ただし、動物の子宮を用いての治療を行うことは許されない(3221-3224頁)。

- (5) これらの施術のうち、法的に許容されたものに同意する夫の立場は問題がないが、(2)によって子どもを得た夫は、血縁関係にない子どもにたいし、自らが父親であると名乗ることはできず、もしも名乗った場合、「養子の禁止」の規定を犯したことになる。さらに、妻にはかの男性との姦通の罪を負わせたことになり、男性としての威厳を失い、イスラームにおける大罪をとりもった者となる。また、(3)の方法で子どもを得た夫は、「姦通の禁止」の罪を犯したことになる(3224頁)。
- (6) (2)あるいは(3)の禁止された方法で生まれた子どもは、合法的夫婦の子とはならず、姦通により生まれた子と同じく、母親にのみ属することになる(3225頁)。
- (7) 以上の禁止された施術を行ったり、それらの方法を示唆したりした医師は、宗教上の罪を犯したことになる(3225-3227頁)。

ガーデルハックのファトワーにおいて合法といわれたのは、婚姻関係内の男女の精子と卵子を用いた治療(体内受精・体外受精を含む)のみであった。提供精子や提供卵子による治療は、姦通の禁止と養子の禁止をおもな根拠として認められていなかった。

また代理出産にかんしては、ファトワーのなかに直接的な言及はないが、(3)への回答に当たる部分に以下のような言葉があった。「夫の精子は……妻の卵子と出会わないかぎり実らない。妻の卵子が得られず、ほかの女性の卵子を代替とする場合、《あなたたちの妻はあなたたちの田畑である》(2章223節) [という神の言葉に反することになる]。よって通常の夫婦の性交による場合でも、子宮に精子を注入する場合でも、[卵子および子宮の持ち主の女性と精子の持ち主の男性は] 正式な婚姻関係になければならない。至高なる神はおっしゃった。《またあなたたちを、それぞれの母の胎内で、三重の暗闇のもとでつぎつぎと創造された》(39章6節)」

(3220-3221 頁)。

「通常の夫婦の性交による場合でも、子宮に精子を注入する場合でも、正式な婚姻関係になければならない」という一文や、クルアーンの「田畑」や「母の胎内」という言葉の引用が示唆するのは、受精卵を注入する子宮の主（妊娠し、出産する女性）もまた、精子の持ち主と正式な婚姻関係になければならないということである。

その後の議論

生殖補助医療の進歩にともない、精子や卵子、受精卵の凍結や顕微授精などの新たな技術とイスラーム法とのかかわりが問われるようになると、中東イスラーム諸国の国家機関や組織は、不妊治療にかんするファトワーや公的見解を示し始めた。その際、ほとんどの場合、「婚姻関係内の男女の精子と卵子を用いた治療は合法である」という、ガーデルハックが示した基本的なルールが踏襲された (Inhorn 2005; 2012; Atighetchi 2007)。

そうした折、1984年にサウジアラビアのメッカで開催されたイスラーム法学評議会で、次のような見解が出された。ひとりの男性に二人の妻がいる場合、一方の妻の卵子を別の妻の子宮に注入することは、父子関係に疑惑が生じないので法的に問題ないというものである。

一夫多妻婚は、クルアーンの4章3節《もしあなた方が孤児に公正にしてやれそうもないと思うのなら、誰か気に入った女性を娶るがよい、二人なり、三人なり、四人なり》をおもな根拠として、大半の法学者によって認められてきた。そのため、中東各国では、国家法に禁止条項が設けられているトルコとチュニジアを除いて、一夫多妻婚が制度的に行われてきた。

イスラーム法学評議会がこの方法について、「父子関係に疑惑が生じないので法的に問題ない」と述べたのはおそらく、卵子の主も子宮の主も精子の主と婚姻関係にあり「姦通の禁止」とはならず、さらに、父子関係が明らかであれば、子どもは実父の名前を名乗ることになり、「養子の禁止」にも抵触しないと判断されたからであろう。同評議会の見解では、一夫多

妻婚内での卵子提供により子どもが生まれた場合、子どもは卵子の主である女性の子となるが、子宮の主である女性とも乳母と子⁽³⁾に相当する関係性をもつことができるとされていた (Majlis al-Majma' al-Fiqhi 1984, 152-153)。

卵子に問題や不安を抱える女性とその家族にとって、おそらくは相当に画期的なものと思われたこの見解は、翌年の同じ評議会で再検討の対象となり、最終的には撤回された (Majlis al-Majma' al-Fiqhi 1985, 161-168)。その理由として、子宮の主が卵子注入と同時に自らの卵子によって妊娠し、双子ができた場合や、そのうちの片方が淘汰された場合などにおいて、母子関係が確定できなくなる可能性があり、それを防ぐためであると述べられた (Atighetchi 2007, 143-145)。

父子関係だけでなく、母子関係も重要になるのは、「養子の禁止」の規定があることに加えて、相続の問題が生じるからであろう。卵子の主との血縁関係が認められる場合、子宮の主と生まれてくる子どものあいだではなく、卵子の主（卵子の提供者）と子どものあいだに相続が発生することになる。

Ⅲ ハーメネイーのファトワー（1999年） ——新たな可能性の芽生え？——

人物紹介

婚姻関係にない第三者からの精子・卵子の提供や代理出産はイスラームにおいて許容されないという理解が広がるなか、1999年に出され、物議を醸したのがアリー・ホセイニー・ハーメネイーによるファトワーである。

1939年、イラン東部の都市マシュハドの宗教学者の家庭に生まれたハーメネイーは、シーア派の中心的な宗教都市であるナジャフ（イラク中部）やゴム（イラン中部）でイスラーム諸学を修めた。シーア派とは、ムスリム人口の多数派を占めるスンナ派と歴史観や教義の一部を異にする一派の

ことであり、その割合はムスリム全体の10~15%といわれている。シーア派は、イラン、イラク、アフガニスタン、レバノン、インド、パキスタンなどに分布しており、そのなかにも分派がある。シーア派人口の約3分の1が集まるイランでは、十二イマーム派⁽⁴⁾が国教となっている。

1979年、革命によってイラン・イスラーム共和国が成立すると、「法学者による統治」という新しい体制が始まった。初代の最高指導者となったのは、革命を率いたホメイニー（1902~1989年）であった。イラン・イスラーム共和国の最高指導者とは、司法、防衛、行政等にかんする最大の公権力をもつ職位であった。法学の徒としてホメイニーに師事し、またその片腕として政治活動を支えてきたハーメネイーは、ホメイニーの体制下、1981年から8年間、共和国大統領の職を得た。さらに、1989年にホメイニーが他界すると、その後を継ぐかたちで最高指導者に任命された。

イラン憲法によると、最高指導者の条件は、(1)知識と敬虔さを有し、(2)国家の運営と指導を一身に引き受ける勇気と威厳をもち、また、社会的・政治的な理解力を備えていることである（109条）。国内の職位や政治的地位とは別に、シーア派の場合、法学者に位階が設けられている。初代のホメイニーは、その最高位である「大アーヤトッラー」の称号をもつ数人のひとりであったが、ハーメネイーはその下位にある「アーヤトッラー」であった。それでもハーメネイーは、ホメイニーの死後、イランの「最高指導者」という国家的権威も帯びたシーア派の法学者として、さまざまな問題についてファトワーを出してきた。1999年、ハーメネイー体制が10年目を迎え、安定し始めた時期に出されたのが「人工的な授精」[*Talqih Masnū'i*]と題するファトワーである。これは、ごく短いものであったが、それまで20年近くのあいだ多くのムスリムに共有されてきた理解を揺さぶる内容であったために、国内外からの注目を浴びた。

質問と回答

「人工的な授精」は、当初アラビア語で出版されたハーメネイーのファトワー集『問いへの答え』の「医学上の問題」と題する節に収録されてい

た (Inhorn 2005, 304, n. 41; Clarke 2009, 117-118)⁽⁵⁾。このファトワーは、七つの質問と回答からなっていた。ガーデルハックのファトワーとは異なり、回答は簡潔で、主張の典拠を示したり議論を深めたりすることはなく、1, 2文で終わる場合がほとんどであった。

その内容は以下のとおりである。

[1. 夫婦間の人工的な授精について]⁽⁶⁾

質問：(A) 法的な夫婦関係にある男女の精子と卵子を用いた人工的な授精は合法か。

(B) それが合法である場合、それを他人〔親族ではなく、婚姻可能な男性〕である医師のもとで行うことは許されるのか。この方法で生まれた子は、精子と卵子の主である夫婦の子となるのか。

(C) [法的な夫婦関係にある男女の精子と卵子を用いた人工的な授精が] 合法ではない場合でも、それが夫婦生活を良きものとするための唯一の解決策であれば、例外的に許容されることはあるのか。

回答：(A) 上に示された方法〔法的な夫婦関係にある男女の精子と卵子を用いた人工的な授精〕を行うことに問題はない。ただし、〔身体部位への〕接触や視線にかんして、禁止されている行為はまえもって避けられなければならない。

(B) この方法で生まれた子どもは、精子と卵子の主である夫婦と親子関係にある。

(C) 前述のように、上に示された方法は合法である。

(『問いへの答え』 ([*Risāla Ajuwiba al-Istiftā'āt*], 303-304 頁, 以下頁数のみ記す)

[2. 卵子の提供について]

質問：夫婦のなかには妻が受精に適した卵子をもたないために、離婚を余儀なくされたり、治療や妊娠の方法がないために夫婦生活のなかで困難が生じたり、精神的な問題を抱えたりする人々がいる。そうした場合、ほかの女性の卵子を用いて体外で夫の精子と受精

させ、妻の子宮に戻すことは合法か。

回答：上述の方法それ自体に問題はない。ただし、この方法によって生まれた子どもは精子と卵子の主の子となり、子宮の主である女性と親子関係をもつことは困難である。この点について、血縁関係にかんする宗教法の規定は遵守されなければならない（304頁）。

〔3. 夫の死後の精子利用について〕

質問：夫の精子を採取し、その死後に妻の卵子と受精させ、〔その受精卵を〕妻の子宮に移植することは第1に、合法か。第2に、そうして生まれた子どもはその男性の子となり、法的に彼と親子関係をもつのか。第3に、そうして生まれた子どもは、父親からの相続を受けるのか。

回答：上述の方法それ自体に問題はなく、子どもは卵子と子宮の主の子となる。精子の主との親子関係を認めることも可能であるが、彼からの相続は受けない（304頁）。

〔4. 精子の提供について〕

質問：不妊である夫の妻の子宮に、他人の男性の精子を注入することは合法か。

回答：他人の男性の精子を女性に注入すること自体には問題がない。ただし、禁止された接触や視線などの行為はまえもって避けられなければならない。この方法で生まれた子どもは、夫ではなく、精子の主と卵子および子宮の主である女性の子となる（304頁）。

〔5. 一夫多妻婚内での卵子提供〕

質問：第1に、閉経後など排卵のない妻が、夫の2番目の妻の卵子と夫の精子からなる受精卵を子宮に移植することは許されるのか。その際、2番目の妻が永続的な婚姻関係にあるのか一時婚〔期間を定めて行う契約結婚〕の関係にあるかのちがいで、規定は変わりうるのか。第2に、卵子の主と子宮の主のどちらが子どもの母親となるのか。第3に、この行為はたとえば子宮の主の卵子の質が悪く、受精させた場合、欠損のある子どもが生まれるという心配があるために、別の卵子が必要だという場合でも許される

のか。

回答：第1について、その方法は合法であり、実施に問題はない。永続的な婚姻関係であっても一時婚であってもちがいはない。第2について、子どもは精子と卵子の主に属するのであり、子宮の主と親子関係をもつことは困難である。これは血縁関係にかんする規定によるものであり、その規定は遵守されなければならない。第3について、その行為それ自体は合法である。

〔6. 夫の死後再婚した場合の前夫の精子の使用〕

質問：死別した夫の精子を妻に注入することは、以下の場合、合法か。

- (A) 夫の死後、待婚期間が終わる前
- (B) 夫の死後、待婚期間が終わった後
- (C) 夫の死後、別の男性と結婚した場合、前夫の精子を注入することは合法か。また、2番目の夫の死後に最初の夫の精子を用いることは合法か。

回答：その行為自体に問題はない。それは待婚期間が終わる前でも後でも同じであり、再婚をした場合に2番目の夫の死後であっても生前であってもちがいはない。ただし、2番目の夫の存命中は、その許可を得て行わなければならない。

〔7. 卵子の保存とその後の使用〕

質問：今日では卵子を採取して特別な場所で保存し、その主が必要なきに体に戻すことが可能である。これは合法か。

回答：その行為自体に問題はない。

前提の相違

ハーメネーのファトワーでは、不妊治療において、それまでイスラーム法では許容されないといわれてきた、婚姻関係にない男女の精子や卵子の使用が認められていた。その短い回答のなかには主張の根拠となる典拠や論理は示されていないが、前出のガーデルハックのファトワーと比較しつつそれを読むと、両者のあいだに次のような前提の相違があったことが

わかる。

まず、ガーデルハックのファトワーでは、「婚姻関係にない男女間で性交が行われること」に加えて、「婚姻関係にない男女間に子どもができること」もまた、姦通の一部であり、禁止されるとあった。一方、ハーメネイーのファトワーでは、「婚姻関係にない男女間に子どもができること」自体に問題はないこと、ただし、その過程で男女が互いの身体に接触することや互いの身体部位に視線を送ることは禁止されていると示されていた。つまり、両者は、「姦通の禁止」という前提を共有しながら、何を「姦通」ととらえるかという点で理解が異なっていたのである（表1-2）。

また、ハーメネイーのファトワーでは、先にあげたサウジアラビアのイスラーム法学評議会でも議論された、一夫多妻婚内の卵子提供の合法性についても言及がなされていた。一般に、シーア派においても一夫多妻婚が認められている。さらに十二イマーム派の場合、一時婚と呼ばれる婚姻形式がある。一時婚は、男性から女性への婚資の支払いを条件に、数分から99年のあいだで期間を定めて行う契約結婚であり、夫婦間の義務権利関係は、通常の婚姻に比べて緩やかに設定されている⁽⁷⁾。婚姻関係にない第三者による卵子提供を合法とするハーメネイーのファトワーでは、当然のことながら、一夫多妻婚内での卵子提供も合法とされていた。

ハーメネイーのファトワーは、以上のように、極めて画期的な内容であったが、ガーデルハックのものをはじめとする、それ以前の意見と共通する部分ももちあわせていた。それは「親子関係は血縁による」という前提であった。血縁関係とは、精子や卵子によるつながりを意味するものであり、そうした関係にない子どもにたいして、自らが父親や母親であると名乗ることは、ハーメネイーのファトワーでも許容されていなかった。ただし、ガーデルハックのファトワーで「血縁関係の混乱」や「養子の禁止」が提供精子による治療を認めない根拠のひとつとなっていたのにたいし、ハーメネイーのファトワーでは、その点についての言及はみられなかった⁽⁸⁾。

表1-2 「姦通」にかんする前提の相違

	婚姻関係にない男女間で性交が行われること	婚姻関係にない男女間に子どもができること	婚姻関係にない男女が互いの身体に接触することや互いの身体部位に視線を送ること
ガーデルハックのファトワー	姦通に当たる	姦通に当たる	姦通に当たる
ハーメネイーのファトワー	姦通に当たる	姦通に当たらない	姦通に当たる

(出所) 筆者作成。

その後の議論

ハーメネイーのファトワー以降、とくにイランやイラク、レバノンのシーア派法学者や信徒のあいだで、提供精子や提供卵子、代理出産の利用を含めた生殖補助医療の合法性にかんする議論が盛んになった。その際、主要な論点となったのが、何を「姦通」ととらえるかであった。ハーメネイーのファトワーが出された後も、スンナ派とシーア派の法学者のなかには、婚姻関係にない男女のあいだに子どもができることもまた姦通に当たると主張する者も多かった。ガーデルハックのファトワーと同じく、生殖補助技術の利用による妊娠・出産であっても、第三者がかかわることで姦通になり、その結果生まれた子どもは、イスラーム法の規定により相続権を奪われると述べるシーア派の法学者もいた (Clarke 2009, 135)。

他方、ハーメネイーのファトワーのなかで婚姻関係内の第三者 (別の妻) がかわる生殖補助技術の合法性が言及されたことをひとつのきっかけに、シーア派信徒のあいだでは、一時婚の制度を不妊治療に生かそうとする動きも生まれた。もともと一夫多妻婚は認められていることから、卵子に不具合のある妻をもつ男性が卵子提供者の女性と一時婚の契約を交わし、受精卵をもとの妻の子宮に移植するという行為は、理論上問題がないようであった。しかし、夫の精子に不具合があり、第三者の提供精子を使用する

場合には、一妻多夫婚が認められていないために、より複雑な手続きが必要となった。すなわち、妻はまず夫と（一時的に）離婚をし、待婚期間を過ごす。その後、精子提供者と一時婚の契約を結び、そのあいだに体外受精によってできた受精卵を子宮に移植する。一時婚の相手との契約期間を終えた後、出産まで、妊婦としての待婚期間を過ごしたうえで、もとの夫と再婚するというのである（Inhorn 2012, 209-210）。

提供卵子や代理出産の利用が現実化すると、卵子の主と子宮の主のどちらが母親かという議論も再燃した。宗教学者たちのなかには、ハーメネーイのように卵子の主が母親だとする意見もあれば、クルアーンの58章2節《彼らの母とは彼らを生んだ者だけである》などを根拠に、子宮の主こそが母親であると主張する者もいた（Clarke 2009, 105-108, 125）。

提供精子や提供卵子の利用で子どもが生まれた場合、名前や相続の問題に加えて、男女の接触にかんする規定への対応が必要になるという意見もあった。イランの宗教学者の大半は、成熟した女性は、他人である男性の前で髪と体を覆う必要があると理解していた。そのため、提供精子で生まれた娘は育ての父親の前で、また、育ての母親は提供卵子で生まれた息子の前で、髪と体を覆う必要が生じうるというのである（Inhorn 2012, 209-210）。

婚姻関係にない第三者の精子や卵子の使用を認めたハーメネーイのファトワーは、生殖補助技術のさらなる利用について新たな可能性をもたらすものであった。しかし、後の議論の展開が物語るように、その意見によって、生殖補助技術の利用についての人々の認識が刷新されたわけではなかった。スンナ派では、その後もガーデルハックのファトワーに依拠した見解が一般に流布しつづけ、シーア派でも、多くの法学者らは婚姻関係内での精子や卵子の使用のみを合法とし、一般信徒もその意見に従った。

不妊治療にかんして、より広い選択肢を提供するハーメネーイのファトワーが、「新しいルール」とならなかったのはなぜだろうか。この問いの答えには、おそらく、さまざまな要素がかかわっている。たとえば、ハーメネーイの法学者としての権威や、宗派によるアイデンティティのちがいなどの影響も考えられるであろう。さらにもう一点、本章のはじめで述べ

た、イスラーム法の特徴が影響している可能性もある。

あらゆる行為について神の審判があることを念頭に生きる人々にとって、重要なのは、神の教えに従い、善行を積むことである。では、何が「神の教え」なのか。不妊治療をめぐる、どこまでの行為が許されるのか。ハーメネイーのファトワーでは、具体的な根拠や論理が示されないままに、それまでの認識よりもはるかに広い範囲の行為が合法とされた。これは、ガーデルハックのファトワーが、根拠や論理を詳細に示そうとしたのとは対照的であった。自らの来世のために、法の遵守を望む一般信徒にとって、根拠や論理が示されないままに広い選択肢を提供するハーメネイーのファトワーに従うことは、必ずしも「安全」とは思われなかったのかもしれない。

おわりに

本章では、生殖補助技術の利用をめぐる、ムスリムのあいだで何がどのように論じられてきたのかを、二つのファトワーを軸に描き出してきた。1980年に出された、エジプトの宗教権威であるガーデルハックのファトワーでは、「婚姻関係内の男女の精子と卵子を用いた治療は合法である」と述べられた。他方、1999年に、イランの、やはり権威のある宗教学者のハーメネイーが出したファトワーでは、「婚姻関係外の男女の精子や卵子を用いた利用も合法である」とされた。本章において指摘したのは、二つのファトワーの結論のちがいが、姦通の定義や、血縁関係維持に向けた介入の姿勢のちがいで生じていたことである。また、その後の議論を含めてみていくなかで、宗教学者らが、同じ典拠を出発点としながらも、同じ問いについて多様な知識や倫理のあり方を一般信徒に向けて提示してきたことも明らかになった。

同じ宗教典拠から多様な結論が導き出されているという状況は、イスラームに限られたものではない。ユダヤ教では「胚に魂が宿るのは40日目から」という理解や、神が「産め、増やせ」（創世記1:28）と言ったと

いう聖典の記述があることから、不妊治療が推奨されている。ただし、第三者から提供された精子・卵子を使用することについては議論が分かれている。宗教学者の多くはこれを禁止するが、この件について聖典に言及がないことや、「産め、増やせ」という言葉があることを根拠に、子をもつことはユダヤ教徒の義務であり、これらの治療も合法であると主張する宗教学者もいる (Silber 2005, 201-203)。

キリスト教徒のあいだの議論もまた錯綜している。ローマ・カトリック教会では、「受精したときから人となる」「生殖は性交の結果であるべき」というヴァチカンの見解をもとに、生殖補助技術の利用が認められてこなかった。一方、英国国教会では、精子・卵子の提供を除いて、ほとんどの技術の利用が認められている。中東地域に多い東方正教会では、多くの場合、ヴァチカンと同様に生殖補助技術全体にたいして否定的な姿勢が示されている (Schenker 2011, 314-317)。しかし、たとえば、エジプトのコプト正教会では、1987年以來「婚姻関係内の男女の精子と卵子以外のものが混入していないことが明らかである場合にかぎり、治療は合法である」という司教の見解が影響力をふるっており、つまり、国内のムスリムと足並みがそろった状態となっている (Rizk 2005, 190-191)。

はじめに述べたように、ユダヤ教徒、キリスト教徒、ムスリムという三者は、同じ「唯一神への信仰」を共有している。不妊治療という新しい試みを、これら一神教の信徒らは、宗教という枠組みのなかで行っているようで、じつは、その枠組み自体を自らがつくり出し、つくり変えてきたといえることができるであろう。

以上、本章では、中東地域の不妊治療と宗教（おもにイスラーム）にかかわる議論を概観した。ここで扱ったのは、宗教学者のあいだでの議論であるが、そのなかで示された事柄は、生殖補助医療にかかわる中東諸国の法令やガイドライン、実際の医療現場での会話、人々の日常生活の出来事などに、多かれ少なかれ影響を与えてきたはずである。

一方で、すでに述べたように、中東の人々の倫理的判断すべてを宗教に還元することはできない。では、その他の要因とはいったい何なのだろうか。不妊治療が可能となった現代、中東地域の人々は、どのような社会空

間のなかに生きているのだろうか。医師として治療を施すことや、患者として治療を受けること、あるいは受けないことをめぐって、人々は、どのような迷いや戸惑い、喜びや悲しみ、そして希望を抱いてきたのだろうか。これらの点にかんしては、続く各章を読み進めていただきたい。

〔注〕

- (1) アラビア語では通常「シャリーア」あるいは「フィクフ」と呼ばれる。シャリーアは「神が定め、命令したこと」そのものであり、フィクフはシャリーアを理解するために宗教学者が提示してきた学説の体系であると説明されてきた（柳橋 1998, 5-7）。宗教識字率が向上した近現代では、学者以外の一般信徒も自らのシャリーア理解を積極的に表現するようになった。後者のシャリーア理解も含めて、ここでは「イスラーム法」という言葉を使う。
- (2) アズハルのトップで、教育、教導、研究、宗務などすべてを統括する職。
- (3) 擬似的な母子。古典イスラーム法においては、母乳を与えることで女性と子どものあいだに擬似的な親子関係が結ばれ、その女性の実子は子どもの乳兄弟となるという規定がある。
- (4) シーア派では、預言者の後継者としてイスラーム共同体を指導する役割を果たすイマームの存在が信じられている。イマーム位は、預言者の娘婿アリーを筆頭に、その子孫へと引き継がれていった。誰をイマームとみなすのかによって、シーア派には複数の分派が生じてきた（桜井 2006; 菊地 2009）。
- (5) 本章の執筆にあたって同書が入手できなかったため、以下では、イラン国内で一般に参照されてきたペルシア語版のテキスト（‘Ali Khāmene’i 2006, 303-305）（アラビア語版と同内容）を用いつつ、その内容を紹介していきたい。
- (6) ファトワーの原文に見出しはついていないが、以下の引用では便宜上、〔 〕内に引用者による見出しを付した。また、引用中の〔 〕内の言葉は引用者が補ったものである。
- (7) 一時婚は預言者の時代にはあったものがその後のムスリム共同体のなかで禁止されたとして、スンナ派では認められていない。一時婚についてはたとえば Mir-Hosseini (2000, 164-166) を参照。
- (8) ハーメネイのファトワーとその前後の議論や制度面での展開については青柳 (2016) が詳しい。同論考では、1999年に第三者による提供精子や提供卵子の使用を認めるファトワーが出されたのは、出生率低下によるイランの人口減少への対処のためだったという可能性も示唆されている。

〔参考文献〕

<日本語文献>

青柳かおる 2015. 「生殖補助医療に関するスンナ派イスラームの生命倫理」『比較宗教思

- 想研究』15 19-41.
- 2016. 『イスラームにおける生殖補助医療——シーア派を中心に——』塩尻和子編『変革期イスラーム社会の宗教と紛争』明石書店 188-209.
- 大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之編 2002. 『岩波イスラーム辞典』岩波書店.
- 菊地達也 2009. 『イスラーム教「異端」と「正統」の思想史』講談社.
- 黒田賢治 2010. 「ハーメネイー体制下における法学権威と学知システムの変容——国家による宗教制度への政治的影響力をめぐる考察——」『アジア・アフリカ地域研究』10(1) 13-34.
- 桜井啓子 2006. 『シーア派——台頭するイスラーム少数派——』中央公論新社.
- 柘植あづみ 2012. 『生殖技術——不妊治療と再生医療は社会に何をもたらすか——』みすず書房.
- 中田考監修 2014. 中田香織・下村佳州紀訳『日亜対訳クルアーン』作品社.
- 日本ムスリム協会 2015. 『日亜対訳注解 聖クルアーン』（初版1982年）日本ムスリム協会.
- 藤本勝次編 1970. 藤本勝次・伴康哉・池田修訳『世界の名著 15 コーラン』中央公論社.
- 堀井聡江 2004. 『イスラーム法通史』山川出版社.
- 嶺崎寛子 2015. 『イスラーム復興とジェンダー——現代エジプト社会を生きる女性たち——』昭和堂.
- 柳橋博之 1998. 『イスラーム財産法の成立と変容』創文社.
- 2001. 『イスラーム家族法——婚姻・親子・親族——』創文社.
- 吉村慎太郎 2005. 『イラン・イスラーム体制とは何か——革命・戦争・改革の歴史から——』書肆心水.

< 英語文献 >

- Atighetchi, Dariusch 2007. *Islamic Bioethics: Problems and Perspectives*, Dordrecht: Springer.
- Clarke, Morgan 2009. *Islam and New Kinship: Reproductive Technology and the Shariah in Lebanon*, New York and Oxford: Berghahn Books.
- Inhorn, Marcia C. 2005. “Fatwas and ARTs: IVF and Gamete Donation in Sunni v. Shi’a Islam.” *Journal of Gender, Race & Justice* 9: 291-317.
- 2012. *The New Arab Man: Emergent Masculinities, Technologies, and Islam in the Middle East*, Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- Inhorn, Marcia C. and Soraya Tremayne eds. 2012. *Islam and Assisted Reproductive Technologies: Sunni and Shia Perspectives*, New York and Oxford: Berghahn Books.
- Mir-Hosseini, Ziba 2000. *Marriage on Trial: Islamic Family Law in Iran and Morocco*, London and New York: I. B. Tauris.
- Rizk, Botros 2005. “The Views of the Coptic Orthodox Church on the Treatment of Infertility, Assisted Reproduction and Cloning.” *Middle East Fertility Society Journal* 10(3): 190-192.

- Schenker, Joseph G. 2011. *Ethical Dilemmas in Assisted Reproductive Technologies*, Berlin: Walter de Gruyter.
- Silber, Sherman J. 2005. "Infertility, IVF and Judaism," *Middle East Fertility Society Journal* 10(3): 200-204.
- Skovgaard-Petersen, Jakob 1997. *Defining Islam for the Egyptian State: Muftis and Fatwas of the Dār al-Iftā*, Leiden, New York, and Köln: Brill.

<中東諸語文献>

- Al-Fatāwā al-Islāmiya min Dār al-Iftā' al-Miṣriya* [エジプト・ファトワー庁発行のイスラームのファトワー]. 20 vols. Cairo: Jumhūriya Miṣr al-'Arabīya, Wizāra al-Awqāf, al-Majlis al-A 'lā li-l-sh' ūn al-Islāmiya [エジプト・アラブ共和国, ワクフ省, イスラーム関連高等評議会].
- 'Alī Khāmene'ī 2006. *Risāla Ajwiba al-Istiftā'āt* [ファトワーの求めに応じる書]. Tehran: Enteshārāt-e Beinol-melālī al-Hodā [導き国際出版].
- Majlis al-Majma' al-Fiḩhī 1984. *Qarārāt al-Dawra al-Sābi'a* [第7回決議] (11-16. Rabi' al-Awwal, 1404H). (<http://www.themwl.org>内に掲載。2016年3月4日最終アクセス).
- 1985. *Qarārāt al-Dawra al-Thāmina* [第8回決議] (28, Rabi' al-Ākhar, 1405H; 7, Jumādā al-Ūlā, 1405H). (<http://www.themwl.org>内に掲載。2016年3月4日最終アクセス).
- Muḩammad Mutawallī al-Sha'rāwī 2009. *Al-Fatāwā* [ファトワー]. Cairo: Dār al-Tawfiqiya li-Turāth [伝統の勝利出版].

